

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2022年10月24日(月)

今週のことば

電子交換所

全国銀行協会は金融機関間の手形・小切手の交換業務を電子データで行う「電子交換所」を来月設立し、全国の手形交換所の業務を廃止。利用者の手続等は従来どおり。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

| |
|---------------------------|
| 10/24(月) 先勝 国連の日 |
| 25(火) 仏滅 旧暦10月1日 |
| 26(水) 大安 |
| 27(木) 赤口 読書週間 |
| 28(金) 先勝 米大リーグ・ワールドシリーズ開幕 |
| 29(土) 友引 体操世界選手権(英国) |
| 30(日) 先負 |

先週の株と為替

| | 日経平均株価 | 円(対米ドル) |
|----------|-------------|--------------|
| 10/17(月) | 26,776 ▼315 | 148.64 ▼1.17 |
| 18(火) | 27,156 △380 | 148.95 ▼0.31 |
| 19(水) | 27,257 △101 | 149.33 ▼0.38 |
| 20(木) | 27,007 ▼250 | 149.86 ▼0.53 |
| 21(金) | 26,891 ▼116 | 150.47 ▼0.61 |

扶養控除に関するQ & A

年末調整や確定申告において、納税者本人と生計を一にする16歳以上(その年12月31日現在)の親族で年間の合計所得金額が48万円以下(給与のみの場合は年収103万円以下)の控除対象扶養親族がいる場合、扶養控除の適用を受けることができます。

◆ Q & A

Q. 別居している親族は扶養控除の対象になる?

A. 「生計を一にする」とは必ずしも同居を要件とするものではないため、別居している親族に対して常に生活費、学資金、療養費等の送金を行っているなどの場合は扶養控除の対象とすることができます。

Q. 国外に居住する親族は?

A. 非居住者である親族であっても扶養控除の対象とすることは可能ですが、その親族に関する「親族関係書類」及び「送金関係書類」が必要となります。なお、令和5年から、非居住者である30歳以上70歳未満の扶養親族のうち、①留学生、②障害者、③生活費又は教育費に充てるため年38万円以上の送金を受けている、のいずれかに該当しない場合は扶養控除の対象外となります。

Q. 扶養親族の判定上、遺族年金は合計所得金額に含まれる?

A. 扶養親族などに該当するかを判定する際の合計所得金額に、遺族年金等の非課税所得は含みません。

Q. 共働き世帯で扶養親族に該当する子がいる場合、夫婦ともに扶養控除を適用できる?

A. いずれか1人だけが扶養控除の対象とすることができます。1人の扶養親族に係る扶養控除の適用は、複数の納税者がそれぞれ重複して受けることはできません。

■この記事の詳細は、情報BOX201540

12月から国税のスマホアプリ納付が開始

国税庁は、導入が延期となっていた国税のスマホアプリ納付(スマートフォンのアプリ決済サービスを使用した国税の納付)について、本年12月1日から利用を開始します。

これは、国税庁長官が指定した納付受託者(GM Oペイメントゲートウェイ株式会社)が運営する専用Webサイト「国税スマートフォン決済専用サイト」(12月からアクセス可能)で納付情報を入力し、利用可能なPay払い(PayPay、d払い、auPAY、LINE Pay、メルペイ、Amazon Pay)を選択して納付する手続です。

原則として全ての税目が納付可能で、一度の納付での利用上限金額は30万円となります。

年末調整や確定申告で必要となる控除証明書

生命保険料などを支払った方が、年末調整や確定申告で所得控除を受けるために必要となる控除証明書が送られてくる時期です。

生命保険料や地震保険料を支払った方には「保険料控除証明書」、国民年金保険料を支払った方には「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」、iDeCo(個人型確定拠出年金)の掛金を支払った方(個人払込の加入者)には「小規模企業共済等掛金払込証明書」が届きますので、大切に保管しておきましょう。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

「扶養控除」の概要とQ&A

◆概要

納税者に所得税法上の控除対象扶養親族となる人がいる場合には、一定の金額の所得控除が受けられます。これを扶養控除といいます。

控除対象扶養親族とは、その年の12月31日（納税者が年途中で死亡し又は出国する場合は、その死亡又は出国の時）の現況で、次の①～④の要件のすべてを満たす扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が16歳以上の方をいいます。

- ①配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人であること。
- ②納税者と生計を一にしていること。
- ③年間の合計所得金額が48万円以下（令和元年分以前は38万円以下）であること※。
- ※所得が給与と所得だけの場合は、給与収入が103万円以下であること。
- ④青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。

【控除額】

控除額は、扶養親族の年齢、同居の有無等により次の表のとおりです。

| 区分 | | 控除額 |
|-------------|-----------|------|
| 一般の控除対象扶養親族 | | 38万円 |
| 特定扶養親族※1 | | 63万円 |
| 老人扶養親族※2 | 同居老親等※3 | 58万円 |
| | 同居老親等以外の者 | 48万円 |

※1 控除対象扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の方。

※2 控除対象扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が70歳以上の方。

※3 老人扶養親族のうち、納税者や配偶者の直系尊属（父母、祖父母等）で同居を常としている方。なお、「同居」については、病気の治療のため入院していることにより別居している場合は、同居に該当するものとして取り扱われます。ただし、老人ホーム等へ入所している場合は該当しません。

◆Q&A

Q. 国内で離れて暮らす親族を控除対象扶養親族としてもよい？

A. 別居している親族であっても扶養控除の対象とすることは可能です。「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではないため、例えば、修学や療養等の都合上別居している場合でも、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合などは「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

Q. 日本国外に住む親族に係る扶養控除の適用を受ける場合は手続きが必要？

A. 確定申告や年末調整において、非居住者である親族（国外居住親族）に係る扶養控除等の適用を受ける場合は、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を提出等する必要があります。
 ※令和5年1月から、30歳以上70歳未満の国外居住親族は、①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者、②障害者、③居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者、のいずれかに該当する場合に限り、扶養控除の対象となります。

Q. 扶養親族の判定上、遺族年金はどのように取り扱われる？

A. 扶養親族などに該当するかどうかを判定する場合の合計所得金額には、所得税法やその他の法令の規定によって非課税とされる所得は含まれないことになっています。したがって、非課税所得である遺族年金は含めずに扶養親族の判定をすることになります。

Q. 共働き世帯で扶養親族に該当する子がいる場合、扶養控除の適用は夫婦双方が受けられる？

A. 一人の者を対象として複数の納税者がそれぞれ重複して配偶者控除や扶養控除を受けることはできないため、夫婦のいずれか1人が適用を受けることができます。

Q. 年途中で死亡した父親の控除対象配偶者となっていた母親は扶養控除の対象になる？

A. 年の途中で死亡又は出国した納税者の控除対象配偶者又は控除対象扶養親族に該当した人であっても、その後、その年中において相続人等他の納税者の控除対象配偶者又は控除対象扶養親族に該当する場合は、その納税者の控除対象配偶者又は控除対象扶養親族として控除の対象となることができます。したがって、扶養控除の対象となります。